

第6章 塩尻市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)

1 本計画の背景

平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国では成年後見制度利用促進基本計画（H29～H33）を策定しました。市町村の役割としては、基本的な計画を定めることが努力義務と示されています。

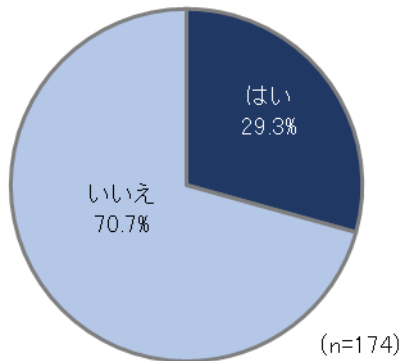
2 現状と課題

障がい者福祉に関するアンケート調査の結果では、成年後見制度の利用意向がある人が 29.3%いる一方、成年後見制度の認知度は 27.0%にとどまっています。

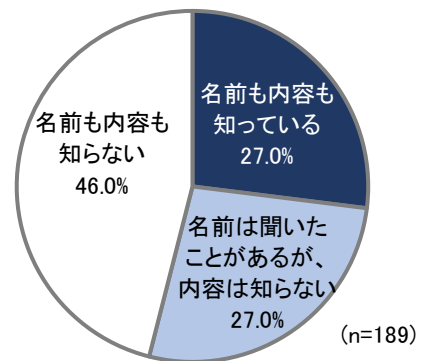
塩尻市成年後見支援センターの実績報告をみると、平成 30 年度以降の成年後見に関する相談件数が減っていることから、制度の周知啓発の強化が必要です。

また、法人後見受任件数および法人後見支援回数がともに増加していることから、今後高齢化の進展により利用者のさらなる増加が見込まれます。制度の利用促進のために、相談体制の充実、後見人の支援や育成、地域での連携体制の整備が必要になります。

成年後見制度の利用意向があるか

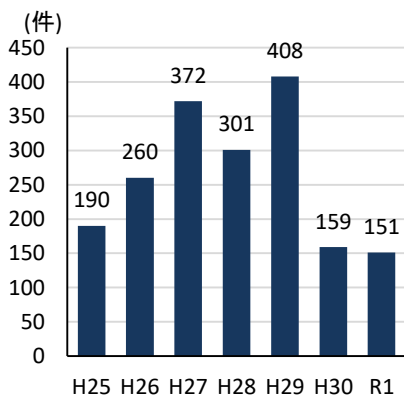


成年後見制度を知っているか

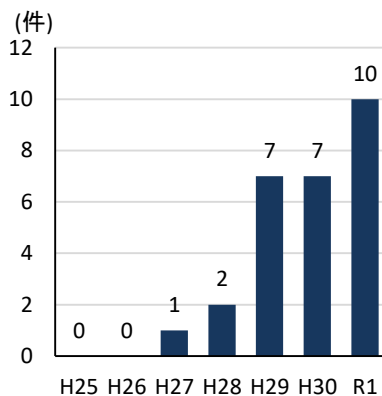


資料：障がい者福祉に関するアンケート調査

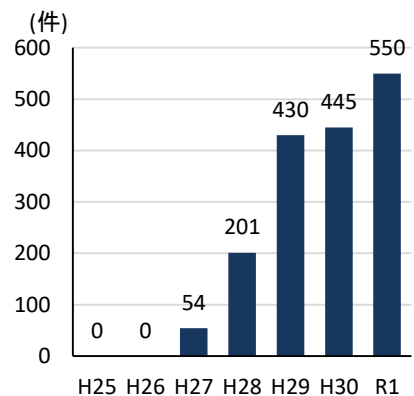
成年後見に関する相談件数



法人後見受任件数



法人後見支援回数



資料：塩尻市成年後見支援センター実績報告

3 制度利用促進に向けての施策

(1) 基本目標

成年後見制度が市民に周知され、必要な人が制度を利用でき、権利が守られた生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(2) 指標

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
制度の認知度	27.0%	30.0%
市民後見人の人数	0人（R1）	3人

(3) 具体的な取組

	項 目	具体的な取組	担当部署※
1	制度の周知・啓発	制度や相談窓口の周知を行う	包括 福祉課 成年後見C
2	利用者の相談・支援	相談を受け、個々に応じた支援策を検討する	成年後見C
3	利用に関わる支援の充実	申立てに関わる相談を受け、手続きに関する支援の実施	包括 福祉課 成年後見C
		適切な候補者推薦のための検討	成年後見C
4	後見人の支援・育成	市民後見人の育成と活動の支援	成年後見C
5	利用促進のための体制整備	中核機関の設置 地域連携のネットワークの構築 (関係機関による協議会の開催)	包括 福祉課 成年後見C

※担当部署：包括…地域包括支援センター 成年後見C…塩尻市成年後見支援センター（塩尻市社会福祉協議会が運営）

